

# 第48回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第48期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

## 株式会社はるやまホールディングス

本内容は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.haruyama.co.jp/>）に掲載しているものです。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役及び監査役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織としてグループ内部統制室を設置しております。コンプライアンスの推進については、「はるやまグループ行動規範」の策定をはじめ、グループ内部統制室及びコンプライアンス・リスク委員会を中心にモニタリングを実施し、リスク発生防止に努め、当社及び子会社の取締役・従業員等がそれぞれの立場で、コンプライアンスを自らの問題と捉え業務に当たるよう、研修等を通じてその遵守を推進しております。

また、当社及び子会社は、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とした、従業者からの組織的又は個人的な法令等違反行為などに関する相談又は通報に対する適正な処理の仕組みを「内部通報規程」に定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図っております。

加えて当社及び子会社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための体制を定めており、その概要は次のとおりであります。

### 【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

反社会的勢力及び団体との関係を持つことは、法令等に違反することを「はるやまグループ行動規範」「コンプライアンス基本規程」、各種会議体及び研修等を通じて全従業者に周知徹底し、決して関係を持たないこととするとともに、有事の際は速やかにグループ内部統制室へ報告・相談を行うものとし、当該部署の責任者からコンプライアンス・リスク委員会への報告を行い、当該委員会の委員長から担当取締役を通じて各役員へ報告するものとしております。また不当な要求がなされた場合には、顧問弁護士・警察等に相談し協力体制を整備するとともに、不当要求に対しては断固拒否し毅然とした態度で対応することとしております。また「経営危機管理マニュアル」に基づき、取締役社長を本部長とする対策本部を設置するものとしております。

反社会的勢力による被害の防止は、業務の適正を確保するために必要な

法令等遵守及びリスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置づけることとしております。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・「文書管理マニュアル」その他関連する規程等に基づき、取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録・稟議書及びそれら関連する資料、会計帳簿・会計伝票等の決算資料及びその他の情報等）は適切に保存及び管理を行っております。また、取締役・監査役及びそれらに指名された従業員はいつでもこれらの情報を閲覧できることとしております。

なお、子会社においても当社の規程等に準じて運用することとしております。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、「リスク管理規程」「経営危機管理マニュアル」を策定しリスク管理を行っております。リスク管理の全社的推進とその管理に必要な情報の共有化を図るため、当社及び子会社の取締役・執行役員等で構成するコンプライアンス・リスク委員会を設置し、リスクの識別・分類・分析・評価・対応を主とした統制活動をグループ内部統制室と連携して、当社グループ全体を対象に行うこととしております。

なお、重大な経営危機が発生した場合は、取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行うこととしております。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行状況の監督等を行っております。取締役会の機能をより強化し経営効率をさらに向上させるため、取締役会のほかに当社及び子会社の取締役・執行役員及び担当部長が出席する「経営会議」や「幹部共有」等の会議を随時開催しております。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算方針を立案し、全社的な目標を設定しております。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、新たに最高財務責任者（CFO）を配置するとともに、当社執行役員制度の廃止（2021年4月）に代えて、当社グループの中核事業会社に執行役員制度を新たに導入し、権限移譲の拡大と統制機能の充実強化を図り、事業運営の意思決定と業務執行の迅速化に努めております。当事業年度末日現在、当該中核事業会社における当社取締役を兼務していない執行役員は9名であります。

子会社は、取締役会等を少なくとも3ヶ月に1回開催し、取締役等の職務の執行に係る事項について、「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会に報告又は承認を得ることとしております。

また、子会社の取締役・執行役員は、当社の「幹部共有」等の会議に出席し、月次業務の報告を行うとともに、当社グループ全体の企業価値を高めるため、連携して経営課題の検討、改善提案を行っております。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ内部統制室は、当社及び子会社の事業活動に関し、法令及び定款に適合することを確保するため、業務の適正性と効率性の向上策を当社グループ全体で推進し、必要に応じてそれらのモニタリングを行うこととし、その結果については、適宜、取締役会へ報告するものとしております。

また、内部統制システム構築を充実したものにするため、取締役社長をはじめとする取締役・従業員は、「職務分掌権限規程」「職務分掌権限一覧表」等に従い業務を遂行し、業務の適正性・効率性を確保し、当社グループ全体で企業価値の向上に取り組むこととしております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では現在、監査役の職務遂行を補助すべき従業員を配置しておりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととしております。その人事異動及び人事考課については、担当取締役は監査役と事前に協議し、了解を得ることとしております。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフの独立性については、「監査役監査基準」に基づき、監査役から監査役監査の職務を補助することの要請を受けた従業員は、その要請に関する業務については、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとしております。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役社長をはじめとする当社及び子会社の取締役・従業員並びに子会社の監査役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき又はこれらの者から報告を受けたときは、法令等に従い、直ちに監査役へ報告するものとしております。



なお、上記の報告を理由とする当該通報者への不利益な取り扱いは一切禁止しております。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、公認会計士、弁護士その他外部専門家に対する相談費用を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないことが明らかである場合を除き、速やかにその費用又は債務を処理することとしております。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な各種会議体や委員会に適宜出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役・従業員にその説明を求めることとしております。

また、取締役社長と監査役会との間で定期的に活発な意見交換会を実施し、経営の健全化に努めております。

効率的かつ実効的な監査役監査を行うため、必要に応じて、顧問弁護士・会計監査人やグループ内部統制室と適宜、意見交換・情報交換等を行い、連携強化に努めております。

当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、業務執行取締役と当社グループの中核事業会社の執行役員及び各部門長で構成する「経営会議」を週1回開催し、意思決定と業務執行の迅速化という観点から、取締役会を補完してまいりました。また、当社及び子会社の業務執行取締役と担当部長以上で構成する「幹部共有」を月に1回開催し、グループ全体で決定事項の確認と社内外の情報の共有を行っております。

取締役の職務の執行に係る情報については、適切に保存、管理しており、その他内部情報の管理や情報セキュリティに関して随時委員会を開催し、その都度、協議内容と結果を取締役会へ報告しております。

②法令遵守及びリスク管理について

月に1回、コンプライアンス・リスク委員会を開催し、法令及び損失の危険に関する問題点の洗い出しを行い、適宜、対応・解決してまいりました。また、グループ内部統制室が中心となり、モニタリングを実施し、そ

の結果について定期的に取り締役会へ報告するほか、当社及び子会社の取締役・従業員等に対して、企業法務に関する研修や情報発信を行うなど、法令遵守を推進しております。さらに、内部通報制度を通じて不正行為等の早期発見と是正を図ってまいりました。

③子会社の管理について

子会社の事業活動に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、月に1回業績の状況を、四半期に1回決算の状況を、それぞれ当社取締役会へ報告するとともに、重要案件に関しては、必要に応じて当社取締役会の承認を得ております。

④監査役の監査体制について

当社の監査役会は3名（うち2名は独立社外監査役）で構成されており、月に1回開催される定例取締役会の前に監査役会を開催し、取締役会決議事項に関する意見交換や業績等の推移に関する情報交換を行ってまいりました。

監査役は、取締役会議事録、稟議書などの重要書類について、何時でも閲覧できるほか、取締役会はもちろん、必要に応じて「幹部共有」等の重要な会議やコンプライアンス・リスク委員会、内部情報管理委員会にも出席し、適宜適切なアドバイスを行う一方で、当社及び子会社の取締役・従業員並びに子会社の監査役から、業務の報告、重要情報の提供を受けております。

## 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

### ①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えます。また、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者として最適であるか否かは、最終的には当社株主の総体意思に基づき判断されるべきものであると考えます。

しかしながら、株式等の大量買付や買収提案のなかには、株主のみなさまに買収提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供することのないもの、その目的等からみて対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主のみなさまに株式等の売却を事実上強要するもの等もあります。当社は、このような大量買付や買収提案を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

### ②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、紳士服等のファッション衣料品の販売を通じてライフスタイルを提案する専門店チェーンとして、「より良いものをより安く」の創業理念、地域に密着した「お客様第一主義」の経営理念のもと、高品質・高機能商品の企画、開発、販売に努めてまいりました。また、お客様のご意見、ご要望を速やかに顧客サービスに反映させる経営の実践にも積極的に取り組んでまいりました。さらに、季節、歳時記、商品特性などに対応した売り場等の演出や、多様化するニーズに対応した商品の提供などを通じた既存店の活性化を推進するとともに、ローコスト経営の実現、財務体質の改善・強化、スピーディかつ柔軟な組織への変革といった経営課題に果敢に挑戦し、新たな業態開発によって業容の拡大を図るなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の一層の向上に努めております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社の企業価値の最大化と健全性の確保を実現させるために企業活動を規律する仕組みであって、経営上もっとも重要な課題のひとつと位置づけております。当社は、執行役員制度を採用しており、迅速な経営の意思決定と業務執行の分離による取締役会の活性化を図るとともに、取締役と執行役員の間、役割、責任を明確化し、経営の透明性を高めるよう努めております。また、社会の構成員としての企業人に求められる価値観・倫理観を社内で共有し、企業の創造的な発展と公正な経営を実現するため、コンプライアンス・リスク委員会において、社内へのコンプライアンスの浸透、経営上のリスク事案の評価等を行い、適宜取締役会へ報告しております。加えて当社は、監査役制度を採用しており、現行の3名の監査役のうち2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役会は、経営監視機能をより適正かつ効率的に行えるよう、必要に応じて、顧問弁護士・公認会計士やコンプライアンス室との意見交換を行うほか、取締役会ではそれぞれの事案の適法性・妥当性について客観的な意見を積極的に述べるなど、経営の透明性・公正さに対する監視を行っております。

なお、当社は、一層の経営の透明化とコーポレート・ガバナンスの向上を図るべく、2018年6月28日開催の第44回定時株主総会において、社外取締役1名を追加選任し、2名といたしております。

このように、経営の効率化、健全化をより積極的に進める一方、経営の公正さを高め、コーポレート・ガバナンスの強化に継続して努めることにより、企業価値の最大化を図ってまいります。

### ③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるための取組みとして2019年6月27日開催の第45回定時株主総会において、株主のみなさまから「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）のご承認を賜り、継続いたしております。

本プランは当社株式等の20%以上を買収しようとする者が現れた場合に、買収者に事前に情報提供を求める等、本プランの目的を実現するための必要な手続きを定めております。



買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランの発動又は不発動が決議された場合に、当該決議以降に限り、当社株式等の大量買付等を行うことができるものとしております。

買収者が本プランに定めた手続きに従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等で、本プランに定める発動の要件を満たす場合には、当社は、買収者等（買収者及び一定の関係者）による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。こうした手続きの過程については、適宜株主のみなさまに対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

- ④本プランが、株式会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本プランは、①買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること、②企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的に導入しているものであること、③株主意思を重視するものであること、④独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、⑤合理的な客観的要件が設定されていること、⑥デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと、の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.haruyama.co.jp/>) に掲載しております。

# 連結株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,991,368	3,862,125	23,939,386	△161,653	31,631,226
会計方針の変更による 累積的影響額					—
会計方針の変更を反映 した当期首残高	3,991,368	3,862,125	23,939,386	△161,653	31,631,226
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△253,205		△253,205
親会社株主に帰属する 当期純利益			△7,896,166		△7,896,166
自己株式の取得				△34	△34
自己株式の処分			△12,098	22,859	10,761
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度変動額合計	—	—	△8,161,470	22,824	△8,138,646
当連結会計年度末残高	3,991,368	3,862,125	15,777,916	△138,829	23,492,579

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	△11,432	51	△11,380	7,007	31,626,852
会計方針の変更による 累積的影響額			—	—	—
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△11,432	51	△11,380	7,007	31,626,852
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			—		△253,205
親会社株主に帰属する 当期純利益			—		△7,896,166
自己株式の取得			—		△34
自己株式の処分			—		10,761
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	5,639	843	6,483	△7,007	△523
連結会計年度変動額合計	5,639	843	6,483	△7,007	△8,139,169
当連結会計年度末残高	△5,792	895	△4,897	—	23,487,682

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	はるやま商事株式会社 株式会社ミック 株式会社モリワン 株式会社マンチェス 株式会社ミッド・インターナショナル

#### (2) 主要な非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称	田原コンサート株式会社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く) ……………定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物15～20年であります。

② 無形固定資産

(リース資産を除く) ……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用……………定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

一般顧客向けの衣料品販売事業における、売上の計上を伴わずに付与されるポイントの使用による売上値引に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、主に一般顧客向けの衣料品販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生した連結会計年度に一括して費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについては振当処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務

・ヘッジ方針

為替変動リスクを回避するため、為替予約を利用しております。

・ヘッジ有効性評価の方法

振当処理によっている外貨建金銭債権債務に係る為替予約が振当処理の要件を満たしていることを確認しており、その判定をもって有効性の評価に代えております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

**(会計方針の変更に関する事項)**

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当連結会計年度の売上高が235,806千円減少し、売上原価が139,114千円、販売費及び一般管理費が96,692千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は変動していません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。また、前連結会計年度までの「ポイント引当金」の一部を当連結会計年度より「契約負債」として表示することとし、前連結会計年度まで「前受金」に含めて表示していた一部の負債についても、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当連結会計年度連結計算書類への影響はありません。



## (収益認識に関する事項)

### (1) 収益の分解情報

当社グループは、衣料品販売事業を営む単一セグメントであり、引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得した段階で、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、重要性が乏しいため省略しております。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項) 「3. 会計方針に関する事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末の連結計算書類における受取手形、売掛金及び契約資産の残高はすべて売掛金であります。

## (会計上の見積りに関する事項)

### (1) 固定資産の減損損失について

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	1,797,945千円
固定資産残高(減損損失計上後)	14,162,372千円

#### ②その他の情報

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法については「(連結損益計算書関係)の注記 減損損失」に記載のとおりです。

上記の見積り方法に含まれる主要な仮定は、店舗ごとに発生する将来キャッシュ・フローであります。こちらの仮定は、過去の実績額を勘案した期待値法により算定しております。将来キャッシュ・フローの見積りに新型コロナウイルス感染症による影響を反映しており、将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を与えるものとして見積りを行っております。その収束時期には著しい不確実性を伴います。当社グループでは、2023年3月末に向けて徐々に回復傾向にあるシナリオに基づき、将来キャッシュ・フローの見積りを行っておりますが、市場環境の変化等により同感染症の拡大以前までは需要は戻らない仮定に基づき見積りを行っております。

なお、当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する固定資産の減損金額に影響を与える可能性があります。

### (2) 繰延税金資産の回収可能性について

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	939,443千円
法人税等調整額	3,498,523千円

#### ②その他の情報

当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の検討においては、過去(3年)及び当連結会計年度の経営成績や納税状況、来期の事業計画などを総合的に勘案し、一時差異等加減算前課税所得を合理的に見積り、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項に従って、要件に基づき企業を分類しております。そのうえで、一時差異の解消時期をスケジューリングし、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

前連結会計年度までは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業績への影響について、最長で2022年3月末程度まで続くものと想定しておりましたが、当連結会計年度を通しての業績の状況等を勘案した結果、同感染症拡大の影響等により一定期間、将来が楽観視することができない不透明な状況が続くものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断において企業の分類の変更に伴う繰延税金資産の取崩しを行っております。

当社グループにおいては、上記に記載のとおり、一定期間不透明な状況は続くものの、不採算店舗の閉鎖や販売費及び一般管理費をコントロールすることで、2023年3月末に向けて徐々に回復し、利益を生み出すことができる計画を基礎として、不確実性を考慮した将来の課税所得を見積り、繰延税金資産を計上しております。

当該見積りについて、他の将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### (連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 30,513,403千円

2. 資金決済に関する法律に基づく供託  
差入保証金 10,000千円

#### 3. 財務制限条項等

当社は、運転資金の効率的な調達等を目的に、取引銀行4行と貸出コミットメントに関する契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	5,000,000千円
借入実行額	—
差引額	5,000,000千円

なお、当社の当該事業年度の純資産額が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されており、当事業年度末において上記財務制限条項に抵触しておりますが、金融機関から期限の利益喪失請求権を放棄することについて、書面による同意を得ております。

#### 4. 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の金額は、「連結注記表 収益認識に関する事項 (3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

## (連結損益計算書関係)

### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	営業店舗 (159店舗)	
場所	福井県福井市 他	
種類	建物及び構築物	1,246,152千円
	土	407,478千円
	その他の	100,865千円
	営業店舗計	1,754,496千円

用途	賃貸資産 (5店舗)	
場所	三重県鈴鹿市 他	
種類	建物及び構築物	30,308千円
	土	13,141千円
	営業店舗計	43,449千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として営業店舗、賃貸資産及び遊休資産という個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業店舗、賃貸資産について、収益性の低下又は土地の著しい時価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しており、その内訳は上表のとおりであります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを0.7%で割り引いて算定し、正味売却価額は、主要な物件については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書、その他の物件については、取引事例等を基礎に算定しております。

## (連結株主資本等変動計算書関係)

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,485,078株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	253,205	15.5	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資産運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。営業債権である受取手形及び未収入金は、取引先の信用状況を把握し、期日管理及び残高管理を行っております。売掛金については、一般消費者（不特定多数）を顧客にしているため、販売管理規程に従い管理する体制としております。投資有価証券は、株式及び債券であり、有価証券管理規程に従い管理する体制としております。

長期貸付金及び差入保証金は、主に来店時に預託したものであり、預託先の信用状況を把握し、残高管理を行っております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金の用途は、運転資金及び設備投資資金であります。長期預り保証金は、主に商業施設として賃貸している不動産に対する敷金です。デリバティブ取引は、デリバティブ管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（注2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時 価（千円）	差 額（千円）
(1) 受取手形及び売掛金	95,933	95,933	—
(2) 未収入金	4,667,576	4,667,576	—
(3) 投資有価証券	199,916	199,916	—
(4) 長期貸付金	368,309	389,366	21,057
(5) 差入保証金	6,109,514	6,102,423	△7,090
資産計	11,441,249	11,455,216	13,967
(1) 支払手形及び買掛金	5,784,617	5,784,617	—
(2) 短期借入金	600,000	600,000	—
(3) 1年内返済予定長期借入金 及び長期借入金	12,722,133	12,680,103	△42,030
(4) 未払金	2,226,062	2,226,062	—
(5) 未払法人税等	116,358	116,358	—
(6) 長期預り保証金	360,436	358,487	△1,949
負債計	21,809,607	21,765,628	△43,979
デリバティブ取引（※2）	1,361	1,361	—

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、および預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 受取手形及び売掛金 (2) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金、(5) 差入保証金

これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定長期借入金及び長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期預り保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しております。

2. 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	307,118

これらについては、市場価格がないことから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。



### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	199,916	—	—	199,916

#### ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	—	95,933	—	95,933
未収入金	—	4,667,576	—	4,667,576
長期貸付金	—	326,003	—	326,003
差入保証金	—	6,102,423	—	6,102,423
支払手形及び買掛金	—	5,784,617	—	5,784,617
短期借入金	—	600,000	—	600,000
1年内返済予定長期借入金及び長期借入金	—	12,680,103	—	12,680,103
未払金	—	2,226,062	—	2,226,062
未払法人税等	—	116,358	—	116,358
長期預り保証金	—	358,487	—	358,487

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

②受取手形及び売掛金、未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

③長期貸付金、差入保証金

これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております

④支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

⑤1年内返済予定長期借入金及び長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

⑥長期預り保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております、レベル2の時価に分類しております。

⑦デリバティブ取引

デリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しており、レベル2の時価に分類しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	1,435円95銭
1株当たり当期純利益	△482円95銭

# 株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利益準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計			
		資本準備金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金						
					配当平均 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	3,991,368	3,862,125	3,862,125	560,000	1,420,000	26,470,000	△818,757	27,631,242	△161,653	35,323,082	
会計方針の変更による 累積的影響額			-					-		-	
会計方針の変更を反映 した当期首残高	3,991,368	3,862,125	3,862,125	560,000	1,420,000	26,470,000	△818,757	27,631,242	△161,653	35,323,082	
当 期 変 動 額											
別途積立金の取崩			-			△1,400,000	1,400,000	-		-	
配当平均積立金の取 崩			-		△254,000		254,000	-		-	
剰余金の配当			-				△253,205	△253,205		△253,205	
当 期 純 利 益			-				△11,424,606	△11,424,606		△11,424,606	
自己株式取得			-					-	△34	△34	
自己株式の処分			-				△12,098	△12,098	22,859	10,761	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			-					-		-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△254,000	△1,400,000	△10,035,910	△11,689,910	22,824	△11,667,086	
当 期 末 残 高	3,991,368	3,862,125	3,862,125	560,000	1,166,000	25,070,000	△10,854,667	15,941,332	△138,829	23,655,996	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△11,432	△11,432	7,007	35,318,657
会計方針の変更による 累積的影響額		-	-	-
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△11,432	△11,432	7,007	35,318,657
当 期 変 動 額				
別途積立金の取崩		-		-
配当平均積立金の取崩		-		-
剰余金の配当		-		△253,205
当 期 純 利 益		-		△11,424,606
自己株式取得		-		△34
自己株式の処分		-		10,761
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	5,639	5,639	△7,007	△1,367
当 期 変 動 額 合 計	5,639	5,639	△7,007	△11,668,453
当 期 末 残 高	△5,792	△5,792	-	23,650,203

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）……………定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物15～20年であります。

#### (2) 無形固定資産

（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 長期前払費用……………定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生した事業年度に一括して費用処理しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営管理料及び子会社からの不動産賃貸収入となります。経営管理料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際になされた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。子会社からの不動産賃貸収入については、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。

### (会計方針の変更に関する事項)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる、当事業年度の計算書類への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度の計算書類への影響はありません。

### (会計上の見積りに関する事項)

#### (1) 固定資産の減損損失について

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	1,733,193千円
固定資産残高(減損損失計上後)	13,353,702千円

##### ② その他の情報

連結注記表「会計上の見積りに関する事項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### (2) 繰延税金資産の回収可能性について

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	517,336千円
法人税等調整額	3,003,544千円

##### ② その他の情報

連結注記表「会計上の見積りに関する事項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### (3) 貸倒引当金の計上について

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金	7,413,215千円
貸倒引当金繰入額	7,413,215千円

##### ② その他の情報

当事業年度において、当社の連結子会社であるはるやま商事株式会社に対する貸付金27,000,000千円について、貸倒懸念債権として区分し、同社の経営状態、債務超過の程度、今後の収益の見通し、その他債権回収に関係のある定量的・定性的要因を考慮した上で、支払能力を総合的に判断した結果、貸倒引当金7,413,215千円を計上いたしました。当該貸倒引当金の見積りにおいては、将来情報の不確実性を考慮した上で期末日時点の同社の財政状態を基礎とした情報が支払能力を示すという仮定に基づいております。なお、翌事業年度において、はるやま商事株式会社の財務状況等がさらに悪化し支払能力が低下した場合、貸倒引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。



(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 29,825,336千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを除く)  
短期金銭債権 362,299千円
3. 取締役、監査役に対する金銭債務  
長期金銭債務 13,189千円

4. 偶発債務

(1) 債務保証

次の関係会社に係る仕入先に対する債務について債務保証を行っております。

会社名	金額	内容
株式会社モリワン	499千円	仕入債務
株式会社マンチェス	15,723千円	仕入債務

(2) 重畳的債務引受による連帯債務

2017年1月4日付の会社分割により、はるやま商事株式会社が承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。

会社名	金額	内容
はるやま商事株式会社	82,140千円	重畳的債務引受

5. 財務制限条項等

当社は、運転資金の効率的な調達等を目的に、取引銀行4行と貸出コミットメントに関する契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 5,000,000千円

借入実行額 —

差引額 5,000,000千円

なお、当社の当該事業年度の純資産額が一定金額以上であることを約する財務制限条項が付されており、当事業年度末において上記財務制限条項に抵触しておりますが、金融機関から期限の利益喪失請求権を放棄することについて、書面による同意を得ております。

## (損益計算書関係)

### 1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

経営管理料 1,663,000千円

不動産賃貸収入 538,800千円

営業取引以外の取引 99,347千円

### 2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途 賃貸資産 (156店舗)

場所 福井県福井市他

種類 建物 1,157,888千円

構築物 74,401千円

土地 420,619千円

その他 80,283千円

---

賃貸資産計 1,733,193千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として賃貸資産及び遊休資産という個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において、賃貸資産について、収益性の低下又は土地の著しい時価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しており、その内訳は上表のとおりであります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値及び正味売却価額により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを0.7%で割り引いて算定し、正味売却価額は、主要な物件については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書、その他の物件については、取引事例等を基礎に算定しております。

## (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 128,174株

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,344,598千円
減価償却超過額	2,164,609千円
土地減損損失	1,032,768千円
資産除去債務	608,234千円
税務上の繰越欠損金額	532,151千円
長期未払金	304,262千円
子会社株式の評価	247,211千円
有価証券評価損	54,148千円
退職給付引当金	11,793千円
店舗閉鎖損失引当金	9,233千円
投資有価証券	7,618千円
事業税	5,980千円
関係会社株式評価損	3,046千円
未払事業所税	1,623千円
その他	58,662千円
繰延税金資産小計	7,385,943千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△422,205千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,425,531千円
評価性引当額	△6,847,736千円
繰延税金資産合計	538,206千円
繰延税金負債	
資産除去債務対応資産	△15,717千円
投資有価証券	△4,990千円
その他	△161千円
繰延税金負債合計	△20,869千円
繰延税金資産の純額	517,336千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
住民税均等割	0.0%
受取配当金益金不算入	0.0%
評価性引当額	△66.1%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△35.7%

(リース取引関係)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	はるやま商事株式会社	所有直接 100.00	役員の兼任 戦略立案及び経営管理 資金の貸付 不動産の賃貸	経営管理料(注) 1.	1,663,000	未収入金	309,054
				不動産の賃貸(注) 2.	538,800	未収入金	49,390
				資金の貸付(注) 3.	4,500,000	関係会社 長期貸付金 (注) 4.	27,000,000
				利息の受取(注) 3.	94,543		
				重畳的債務引受(注) 5.	82,140	—	—
子会社	株式会社ミック	所有直接 100.00	役員の兼任 戦略立案及び経営管理 資金の貸付	資金の貸付(注) 3.	—	関係会社 長期貸付金 (注) 6.	400,000
				利息の受取(注) 3.	2,425		

- (注) 1. 経営管理料については、当事者間の交渉のうえ決定しております。  
 2. 取引価格については、市場価格等に基づき交渉のうえ決定しております。  
 3. 貸付金の金利については、市場金利を勘案し交渉のうえ決定しております。  
 4. 子会社であるはるやま商事株式会社への貸倒懸念債権に対し、7,413,215千円の貸倒引当金を計上しております。  
 5. 2017年1月4日付の会社分割により、はるやま商事株式会社が承継した債務について、重畳的債務引受を行っております。  
 6. 子会社である株式会社ミックへの貸倒懸念債権に対し、229,525千円の貸倒引当金を計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	1,445円89銭
1株当たり当期純利益	△698円76銭